

令和8年度青森県主任介護支援専門員更新研修受講案内

1.目的

主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とします。

2.実施について

令和8年度当初予算案成立後、委託により実施する予定です。

受講申込受付、受講決定及び研修修了証明書作成は、青森県高齢福祉保険課が行います。

3.内容及び日程

別紙1「令和8年度青森県主任介護支援専門員更新研修日程表」のとおり

※日程については、現時点の予定であり、変更される場合があります。

4.受講対象者

下記(1)から(3)までをすべて満たす者

(1)期限が有効な介護支援専門員証を有していること。

(2)主任介護支援専門員有効期限

令和8年11月1日から令和10年1月19日までの者

(3)下記の受講要件①から④のうちいずれか1つに該当する者

【受講要件】(詳細は別紙2を参照)

①介護支援専門員に係る研修の企画・講師やファシリテーターの経験がある者

②職能団体等が開催する90分以上の法定外研修を年4回以上修了した者

③日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において演題発表等の経験がある者

④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー

※受講要件を満たす研修内容であるか否かについて事前に個別の確認依頼等は承っておりません。

※受講申込み者が定員を超える場合は、主任介護支援専門員有効期限が早期に到来する方を優先的に受講決定する予定です。

※令和8年9月30日時点で介護支援専門員証の有効期間が満了する方は、本研修を受講できません。ただし、過去に更新研修等を受講し、ただちに更新交付申請を行うことで証の有効期間を更新できる方は、本研修を受講できる可能性があります。

5.定員

200名(予定)

6. 受講手数料及びテキスト料

(1) 受講手数料 37,000 円

※納付の詳細については、受講決定時(令和8年4月下旬予定)にお知らせします。

※一度納めていただいた受講手数料は返金できませんので御了承ください。

○教育訓練給付制度の利用について

※「特定一般教育訓練給付制度」により、受講料の一部が支給される場合があります。支給には要件があり、また、受講開始(令和8年5月18日)の2週間前までに「訓練前キャリアコンサルティング」を受ける必要がありますので、支給を希望する方は、お住いを管轄するハローワークにお問合せください。(※研修開始後は受けられません)

(2) テキスト料

※テキストは各自購入いただきます。金額及び購入方法については、受講決定時(令和8年4月下旬予定)にお知らせします。

7. 提出及び入力を要する書類等

受講申込み内容について、電子申請・届出システムの入力フォーム上で入力・提出してください。

上記「4. 受講対象者」の(3)受講要件が確認できる書類(別紙2参照)についても、Word形式又はPDF形式にて電子申請・届出システムの入力フォーム上で添付してください。

※Word 又は PDF ファイルで添付できないやむを得ない事情がある場合に限り、郵送で提出できます。詳細は電子申請・届出システムの入力フォームの注意書きをご参照ください。

〔 郵送の場合の提出先: 〒030-8570 青森市長島1丁目1-1
青森県 健康医療福祉部 高齢福祉保険課 介護保険グループ 〕

8. 受講申込み方法及び申込み期限

上記7を参照の上、電子申請・届出システム上で入力・提出してください。

【令和8年4月6日(月)まで】

併せて、下記 URL にアクセスし、入力フォームへ必要事項を入力してください。

○青森県電子申請届出システム

URL: https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=21203

※メールアドレスの登録は、必ずPCのメールアドレスにしてください。(携帯は不可)

入力フォームへ申込をすると、入力したメールアドレス宛に登録完了メールが自動返信されますので、登録完了メールが届いているか必ず御確認ください。

届いていない場合は研修に関する連絡ができず、研修を受講できなくなる場合があります。

9.受講決定

受講の可否については、令和8年4月下旬(予定)受講申込者に対し通知します。

10.修了評価

各科目における到達目標の達成状況について修了評価を実施します。

11.修了証明書の交付

研修課程の全日程を受講し、3か月後の事後評価において各科目における到達目標を達成した者に対して修了証明書を交付します。

12.研修受講にあたっての留意事項

- (1) オンライン研修のため、受講者1人につき1台カメラ・マイク機能のあるパソコン等を準備してください。(スマートフォンでの参加は不可)
- (2) 受講要件等について不正が発覚した時は、その時点で受講決定もしくは受講(修了)を取り消します。
- (3) 講義中、携帯電話等の使用など、講義内容と関係のない行為は絶対にしないでください。なお、講義中は音の出る物の使用はしないでください。
- (4) 研修の実施を妨げるような行為が認められ、研修実施者の注意に従わない等の場合は、受講を取りやめていただく場合があります。
- (5) 欠席・遅刻・早退は認められません。また、講師に無断で講義途中にオンライン上から退出をした場合は、欠席扱いとさせていただきます場合があります。
- (6) 研修中の撮影や録音、研修に関する内容の SNS 等への投稿は御遠慮願います。

13.研修修了者名簿について

研修修了後、研修修了者名簿を作成し、青森県または青森県介護支援専門員協会から、各研修の講師を依頼することがあります。予め御了承ください。

【お問合せ先】 ※お電話でのお問合せはお控えください。

※介護支援専門員(ケアマネジャー)の登録・研修等に関するお問合せについては、県高齢福祉保険課あてにお願いします。

○電子メールアドレス: kaigohoken@pref.aomori.lg.jp

※電子申請・届出システムの入力項目中「提出事例希望調査」に関するお問合せについては、公益社団法人青森県介護支援専門員協会あてにお願いします。

○電子メールアドレス: info@aomori-cma.or.jp